

「建永・嘉祿の法難」事件と「専修念仏禁止令」

坪井 剛

一、「法難」事件研究と中世国家研究

法然の専修念仏教団に対しては、法然在世中から既に数々の批判があり、それらが法然や弟子たちへの処罰に繋がっていった。その中でも特に、建永二年（一二〇七）に起こった「建永の法難」事件と、嘉祿三年（一二二七）に起こった「嘉祿の法難」事件が有名であろう。前者では、安楽房遵西や住蓮房といった門弟たちが処刑されただけでなく、法然自身も流罪となっており、また後者では、法然墓所が破却され、多くの専修念仏者が流罪に処せられた。ともに当時の専修念仏教団からすると、大きな打撃であったことは想像に難くない。本稿に与えられた課題は、これらの「法難」事件がこれまでどのように理解されてきたのか、概説的に記すことであるが、本事件はその原因から経緯・影響などさまざまな角度から分析することが可能であり、それらを与えられた紙数で総花的にたどることは難しい。

ただ、これらの「法難」事件の特徴は、専修念仏に対する批判が単なる思想的な論難に止まらず、当時の「国家」や権門からの物理的な制裁にまで及んだ点にある。それ故、一連の事件における「国家」や権門の係わり方は、特に近年の研究では一つの焦点となっている。そこで本稿では、「建永の法難」事件と「嘉禄の法難」事件において、「国家」や諸権門の役割がこれまでどのように理解されてきたのかといった点を中心に検討していきたい。

このような観点からこれまでの研究を見直すと、各研究段階において、一定の共通する傾向が存在することを指摘できる。まず、中世仏教の代表をいわゆる鎌倉新仏教と考えていた鎌倉新仏教論の段階では、新仏教の勢力拡大を既成仏教側が警戒したことが、「法難」事件の原動力となったと理解する研究が多い。例えば井上光貞氏は、「法然教」の急激拡大によって滅亡への危機感を持った既成教団が、強硬にその処罰を公家政権に訴えたことが原因になったと理解している⁽¹⁾。同様に赤松俊秀氏は、門弟による諸宗批判が旧仏教側の反対運動を再燃させ、専修念仏禁庄に至ったと理解する⁽²⁾。一方で田村円澄氏は、「興福寺奏状」などに見える旧仏教側から念仏者への批判は弾圧の口実に過ぎず、没落する古代国家と結びついた旧仏教側の危機感が真因であったとの理解を示している⁽⁴⁾。

さて、ここで注意すべきは、これらの研究があくまで「新仏教」対「旧仏教」という二項対立から一連の事件を理解している点である。これはつまり、処罰の主体である朝廷が本事件でどのような役割を果たしていたのかという観点からの分析が希薄であることも意味している。ではこれらの研究は、なぜ朝廷の役割に着目しなかったのだろうか。これは恐らく、実際に興福寺が朝廷に問題を提起してから法然らの処罰が決定するまでに時間が掛かっていることや、貴族たちが処罰に積極的でない様子が垣間見えることなども関係しているだろう。ただ、より重要なのは、これらの研究が当時、中世の支配体制として広く共有されていた領主制論を背景としていた点であろう。

つまり、石母田正氏の見解にみられるように、当時の中世国家に対する研究では、律令制や荘園制を古代的な遺

制と見做し、それらを武士団や幕府・在地領主が凌駕していくところに中世の成立を見通していた。その点、田村円澄氏の見解に端的に見えるように、宗教においては、旧仏教・大寺社は古代的な存在であり、それに取って代わるのが新しく登場してきた浄土教や新仏教であると理解していたのである⁽⁵⁾。

となると、その後の中世国家に係わる研究の進展とともに、「法難」事件への捉え方も変化していくこととなる。その画期となったのが、黒田俊雄氏による一連の研究と言ってよいだろう。黒田氏は領主制論とは異なり、王家や摂関家・武家(幕府)・諸大寺社といった独自の経済的基盤と武力を備えた「権門」こそが、相互補完的に中世国家を構成していたという理解を示した(権門体制論)⁽⁶⁾。そしてその観点から、寺社勢力についても、中世を代表するのは新仏教ではなく、いわゆる顕密寺社(旧仏教系寺社)であると評価するのである。それ故、黒田氏はそれまでの鎌倉新仏教論とは一線を画し、「国家」との関係や社会への影響力を評価軸として、顕密仏教(旧仏教)を「正統」、新仏教諸派や戒律復興に携わった僧侶たちを「異端」改革運動」と分類した(顕密体制論)⁽⁷⁾。

この見解をもとに、「法難」事件の研究を進めたのが平雅行氏である。平氏はまず、専修念仏の思想が当時の支配イデオロギーを無化する危険性を孕んでいたこと、そしてその支配イデオロギーは、宗教領主でもあった顕密仏教が担保していたことを指摘する。その上で、「法難」事件における法然らへの処罰が、当時の「国家」(朝廷)による公的なものであった点に注目し、正しい仏教の流布と異端取締は国王の権利かつ義務であったと評価するのである⁽⁸⁾。

平氏の研究は、それまでの「法難」事件研究では十分でなかった「国家」(朝廷)の役割を明らかにするものであるとともに、黒田氏のような「異端」改革運動の「異端派」と「改革派」の差異を強調する研究ともいえる⁽⁹⁾。そして、その「異端派」の象徴とされたのが、朝廷が命じた「専修念仏禁止令」であると理解するのである。一方で、

顕密体制論以降の中世仏教史研究が、顕密仏教の研究に重きを置くようになっていったこともあり、平氏による一連の研究以降、「法難」事件研究は低調になっていった。⁽¹⁰⁾

そのような状況を打破し、「法難」事件に新たな解釈を示したのが上横手雅敬氏である。上横手氏によれば、当時の公家法では死罪は廃止されており、「建永の法難」事件で行われた安楽房遵西や住蓮房らへの死罪は、後鳥羽院による私刑と解釈すべきであることを指摘した。その上で、法然らへの流罪も「国家」的罪科と見るべきではないと主張するのである。⁽¹¹⁾ この上横手氏の論考に対して平氏は、遵西らへの死罪私刑説については賛意を示す一方で、「法難」事件の關係史料を再検討することから、改めて法然らへの処罰は「国家」的罪科と見るべきであると反論している。⁽¹²⁾

さて、これらの研究によって、朝廷や顕密寺社が一体となって専修念仏の処罰に動いたわけではないという点、つまり「法難」事件に対する各権門の係わりには差異があるということが示された。これは、黒田氏以降の中世国家研究において、各権門が「国家」の意思決定にどのように関わったのかと⁽¹³⁾いった点や、権門裁判や朝廷における訴訟制度がどのようなものであったのか、⁽¹⁴⁾権門内での統制はどのように保たれたのかと⁽¹⁵⁾いった点が明らかにされてきたことが影響しているだろう。このように見てくると、「法難」事件研究は、中世国家に関わる諸研究の影響のもとで進展してきたことが見て取れるのではないだろうか。

二、「専修念仏禁止令」をめぐる諸問題

さて結果として、上横手雅敬氏の論考が発表されるのと同時期から、「法難」事件への研究が再び活性化していくこととなる。その論点は多岐にわたるが、具体的には「法難」事件に際して興福寺から朝廷に提出された訴訟文書である「興福寺奏状」の史料批判や朝廷における訴訟過程、政治的問題などが論点となった。⁽¹⁶⁾ つまり、ここで改めて「国家」（朝廷）や諸権門がどのようにこの「法難」事件に係わったのかという点が、多くの論者によって問い直されることとなったのである。そして、その論点の一つとして、再び「専修念仏禁止令」をどのように解釈するべきかという問題が取りあげられることとなった。

後述するように、「建永の法難」事件に際して、この「専修念仏禁止令」が発給されたのかについては、論者によって意見が分かれている。ただ、法然没後の状況については、『法然上人行状絵図』巻四二に「上人の没後、順徳院の御宇建保、後堀河院の御宇貞応・嘉禄、四条院の御宇天福・延応、たひく一向専修停止の勅をくださるゝ事ありしかとも」⁽¹⁷⁾とあり、朝廷から「一向専修停止の勅」なるものが、何度も出された状況を伝えている。

このうち、「建保」は建保七年（一一一九）⁽¹⁸⁾、「貞応」は貞応三年（一一二四）⁽¹⁹⁾、「嘉禄」は嘉禄三年（一一二七）⁽²⁰⁾、「天福」は天福二年（一一三四）⁽²¹⁾にそれぞれ朝廷から何らかの命令が出されたことが確認できる。また「延応」については、延応二年（一一四〇）に延暦寺が専修念仏の禁断に動いていることは確認できるが、⁽²²⁾朝廷がこれに対応したかどうかは分からない。そしてこれ以外にも、徳治三年（一一三〇）⁽²³⁾にも念仏者に対する追却の命令が出されており、幕府もまた朝廷の宣下を受けて、専修念仏の禁制を命じているとみられる史料がある。⁽²⁴⁾ つまり鎌倉期を通

じて、朝廷・幕府から「専修念仏禁止令」ともいうべき度々の命令が発せられていたことは間違いないものと思われる。

ただ、これらの法令をどのように解釈するかという点において、諸氏の見解は分かれている。まず平雅行氏は、そもそも顕密仏教・朝廷ともに「偏執」を禁断・弾圧対象としており、「法難」事件はあくまで専修念仏の思想性が問題とされたものと理解している。それ故、「専修念仏禁止令」はあくまで朝廷による思想弾圧の命令であり、これによって専修念仏は「公的には存在を許されない異端として位置づけられた」とするのである。⁽²⁵⁾ 一方で森新之介氏は、建永二年（一二〇七）二月に出された宣旨は専修念仏者への制止を企図するものであり、専修念仏者と目された者たちが処罰されても、それは専修念仏そのものの停止を意味するものではないと解釈する。⁽²⁶⁾

これに対して平氏は、「建永の法難」事件や「嘉禄の法難」事件で専修念仏の「嚴禁」を命じた諸法令が「専修念仏禁止」を意味しないなら、それら全てにおいて説明が必要になると反論している。⁽²⁷⁾ ただ、この点に関しては中井真孝氏が、「興福寺奏状」から天福二年までに出された諸法令を検討し、これらは専修念仏の停止を意味するものではなく、問題ある専修念仏者への法的措置を命じたものであると解釈している。⁽²⁸⁾

ここまで、近年における「専修念仏禁止令」の解釈を挙げたが、大きく分けると、これを思想の取り締まりを目的とした命令と見るのか、法然門弟の問題行為を制止することを目的とした命令とみるのかで意見が分かれている。これは、「国家」（朝廷）がこの「法難」事件をどのように捉えていたかという問題にとどまらず、当時の「国家」（朝廷）が仏教に何を求めていたか、また逆に何を禁止していたのかという問題に繋がる重要な論点と言えるだろう。そこで本稿では、とりあえず朝廷から下された専修念仏に関する法令という（広い）意味で「専修念仏禁止令」と表記することとする。

ただ「建永・嘉禄の法難」事件における「専修念仏禁止令」の意味を考える上で注意しなければならないのは、朝廷による判断はあくまで興福寺・延暦寺からの訴訟提起に対応したものであるという点である。こういった訴訟・相論に対する裁判権者による判断である「裁許」については、近年、補任状や安堵状も含め多様な裁許・裁許状があり得たことが明らかにされてきているが、この「専修念仏禁止令」もまた「裁許」の一種と見なすことができるのではないだろうか。

そもそも中世社会において、訴訟は当事者主義であり、裁許を得た側がその法的根拠をもとに自力救済や当時者間交渉で権利を実現する³⁰というのが、基本的なあり方とされている。つまり、公的権力による裁許状の発給がそのまま公的な効力を発揮することには繋がらないのである。となると、いわゆる「専修念仏禁止令」を解釈するためには、実際に発給後に「誰が」「何を」実現したのかといった点も考慮に入れるべきであろう。つまり、その文言の解釈だけでは、「専修念仏禁止令」の意味するところを十分に捉えることはできないのである。このような問題関心から、次節以降では「建永・嘉禄の法難」事件それぞれにおける「専修念仏禁止令」の機能について確認していきたい。

三、「建永の法難」事件における「専修念仏禁止令」

本節では、「建永の法難」事件で発給された「専修念仏禁止令」について考えていく。そもそも、この事件に際して朝廷から何らかの宣下があったのかどうかについては、上述のように、論者により意見が分かれている。具体

的には、法然が流罪となった建永二年二月に宣下があったのかという点と、その前年の建永元年（一二〇六）にも何らかの命令が下ったのかという点である。まずはこれらについて確認していきたい。

先に前者について。そもそも、建永二年二月の宣下は原本が残っておらず、幾つかの史料にその存在が垣間見えるのみである。その一つが、左に挙げる建保七年閏二月八日の「官宣旨」である。

左弁官下 綱所

応_下知_諸寺_執務_人一令_糾断_上専_修念_仏輩_事、右、左大臣宣、奉_レ勅、専_修念_仏之_行者、諸宗衰微之基也、仍去

（九条道家）

建永二年春、以_二嚴制五箇条裁許官符_一施行先畢…（中略）…兼又諸寺執務之人、五保監行之輩、聞知而不_レ言
与_同罪、曾不_レ寬宥_二者、宜承知依_二宣旨_一行_レ之、

建保七年閏二月八日

太史小槻宿祿 在判^①

これは日蓮が編纂した『念仏者追放宣状事』に収録されるもので、建保七年の「専修念仏禁止令」に係わる文書である。傍線部にあるように、建永二年の春に「嚴制五箇条裁許官符」が出されたと記されるが、残念ながらその内容までは記されていない。次に二つ目は、鎌倉末期に作成された『法然上人伝記』（九卷伝）巻六上に記される左の記事である。

建永二年（丁卯）二月、念仏の行人に下さる、宣旨云、顯密両宗焦_二丹府_一而歎息、南北衆徒捧_二白疏_一而鬱訟、
誠是可_レ謂_二天魔障遮之結構、寧亦非_二仏法弘通之怨讎_一乎云々、^②

ここでは、建永二年二月に「念仏の行人」に対して下された宣旨として、その内容の一部と思われるものが引用されている。また同様の内容が嘉禎三年（一二三七）成立の『本朝祖師伝記絵詞』（四卷伝）にも記されているが、^③こちらは年紀を欠いている。これらは部分的な引用に止まっているため、やはり朝廷からの具体的な指示の内容は分

からないが、平雅行氏はこれらを根拠として、朝廷から建永二年二月に「専修念仏禁止令」が発給され、専修念仏が朝廷から異端認定されたものと評価するのである。³⁴

これに対し、建永二年二月に出されたとされる「専修念仏禁止令」の存在に疑問を投げかけたのは上横手雅敬氏である。³⁵ 具体的には、建保七年閏二月八日「官宣旨」の宛所である綱所が当時、専修念仏取締のような機能を果たしていたとは思えないこと、同「官宣旨」に記される「諸寺執務人」（点線部）が見慣れない用語であること、『九卷伝』点線部のように、宣旨・官宣旨を「念仏の行人」宛に発給するとは考えられないことを指摘した。その上で、建永二年に何らかの宣下が行われたとは考え難く、後鳥羽院は一貫して念仏を制止しなかったのではないかと結論づけるのである。

ただ、この批判に対しては平氏が、右の建保七年閏二月八日「官宣旨」を含め、『念仏者追放宣状事』に収録されている関係史料の史料批判を行い、それぞれ信用に足る文書であること、「諸寺執務人」の語についても新制に幾つか見える用語であること、法然門弟がわざわざ専修念仏批判の史料を偽造するとは考えられないことなどを指摘し、改めて建永二年二月に「専修念仏禁止令」なる法令が出されたことを主張している。³⁶ この点については、『明月記』建永二年正月二十四日条でも、安樂房遵西と住蓮房が起こした事件と係わって、記主の藤原定家が「専修念仏之輩停止事、重可宣下ニ云々」と記して、その後何らかの宣下がありうる可能性を示唆している。この記事も考慮するなら、法然の流罪後に朝廷から何らかの命令が下ったことは間違いないのではないだろうか。

次に、その前年にあたる建永元年に、朝廷から何らかの宣下があったのかどうかについても整理しておきたい。まず、当時の状況を整理しておくと、元久二年（一一〇五）から続く興福寺の訴訟に対し、建永元年六月になると、後鳥羽上皇と関白近衛家実は、特定の公卿たちに在宅諮問を行った。³⁷ その後、八月には興福寺三綱が衆徒からの使

者として三条長兼の許を訪れ、「念仏宗宣旨」を催促しており、この時点までに朝廷からの宣下が無かったことは間違いない。ただ、この後については、担当奉行である三条長兼の日記『三長記』の記事が十分に残存していないため、正確には分からないのである。

建永元年の間に何らかの宣下が行われたのかについては、現在のところ、否定的な意見が多い。例えば上横手氏は、興福寺の要求は熾烈なものではなく、後鳥羽上皇もサボタージュを続けていたとするし、森新之介氏も沙汰止みになったとする⁽⁴⁰⁾。同じく平氏も、この時点での朝廷は一連の問題の原因を一部弟子の暴走によるものと認識していたとし、専修念仏そのものへの処分は見送られ、宣下は無かったとしている⁽⁴¹⁾。

ただ、右にも挙げた『明月記』建永二年正月二十四日条において、藤原定家が「重ねて」の宣下を予測している点から考えると、建永元年の間に宣下が行われた可能性も否定できないのではないだろうか。詳しくは旧稿で論じたが、六月の在宅諮問でも、後鳥羽上皇と近衛家実は興福寺側の訴えを認めて「可_レ被_二宣下_一也⁽⁴²⁾」として、既に「仰詞案」も作成されているし、答申した公卿四名も全員宣下そのものには賛成している。朝廷側がわざわざ処分を見送る理由が見当たらないように思えるが、いかがであろうか⁽⁴⁴⁾。

それぞれ内容については、宣下そのものが残っていないため、十分には分からない。ただ、建永元年の宣下については、法然門弟らが念仏以外の「於_三余行者非_二出離_要」⁽⁴⁵⁾と勧進していることにより仏法が衰微すると興福寺が訴えてきていることへの対応であるため、その内容に従って作成されたものと考えられる。また、建永二年の宣下については、建保七年「官宣旨」で専修念仏への「厳制」の「官符」と書かれていることから、より厳しい内容であったことが推察される⁽⁴⁶⁾。

さて、以上のように「建永の法難」事件において、一度、ないし二度の「専修念仏禁止令」が発給されていたこ

とは間違いないだろう。ただ、改めてここで確認しておきたいのは、やはりこれらが興福寺から提起された訴訟が契機となっている点である。建永元年の場合は、六月の在宅諮問でも「任ニ解状之旨（47）」とあるように興福寺の訴訟が契機となつているし、建永二年二月に出された「専修念仏禁止令」については、同じ二月に興福寺から再度の訴訟があつたことを、平氏が『教行信証』後序から導き出している。⁽⁴⁸⁾つまり、この段階においては、それぞれ興福寺の訴訟への「裁許」として、「専修念仏禁止令」が出されているのである。

このように捉えると、その発給先についても注意が必要になる。上述のように、建永元年八月に興福寺三綱が「念仏宗宣言」の発給を催促している点から考えると、『九卷伝』に記すように「念仏の行人」、つまり専修念仏者側に「専修念仏禁止令」が下されたのではなく、訴訟への「裁許状」として興福寺側に渡されたものと思われる。ということとは、この「専修念仏禁止令」を得た興福寺側が、その実現のための行動を取つたものと思われるが、残念ながら実際にどのようなことが行われたのかは分からない。この点を考えるために、章を改め、より史料が多く残る「嘉禄の法難」事件での「専修念仏禁止令」について検討していく。

四、「嘉禄の法難」事件における「専修念仏禁止令」

法然没後、最大の「法難」事件とされる「嘉禄の法難」事件は、嘉禄三年四月に隆寛『顕選択』などが叡山衆徒に披露されたことから実質的に始まる。これを受けて延暦寺では、同年六月十七日に三塔会合が開かれ、問題を朝廷へ奏聞することが決定した。⁽⁴⁹⁾ここで注意しておきたいのは、やはり本事件も、権門寺院からの訴訟提起がきっかけ

けとなって動き出していることであろう。

その結果、七月には専修念仏禁止に関する幾つかの命令が朝廷から出されたようである。そのことを伝えるのは、一つには『民経記』嘉禄三年七月二十五日条に載せられる同年七月十七日「後堀河天皇宣旨」である。

（藤原頼隆）
抑頭弁念仏制止口宣以外下品書之由、世間有沙汰、又山門衆徒等見之含^取云々、

（可入二十七日之分也）嘉禄三年七月十七日 宣旨

念仏行業者衆僧所^レ修也、而頃年以来、内不^レ守三宝之戒行、外不^レ顧^レ数般之制符、建^レ専修之一字、破^レ自余^{字賦}之諸教、或卜^レ京洛率無饑之徒、或交^レ山林招^レ不法之侶、以^レ之為^レ耽^レ女色之縁、以^レ之為^レ躪^レ仏道之基、濫吹之甚職而斯^レ由、是以於隆寛・幸西・空阿弥陀仏者、早温^レ本源^レ処以遠流、此外猥称^レ彼等之遺弟、為^レ企^レ自専之奸惡、猶留^レ処所、更犯^レ禁法、凡僧尼懺座妄愛^レ哀音、非^レ但厭^レ俗中之耳、抑亦乖^レ真際之趣、如^レ不改^レ正^レ何肅^レ法門、弘仁聖代格条在^レ眼、宣^レ課^レ五畿七道、停^レ廢興行之道、捉^レ搦違犯之身^上者、

藏人頭右中弁藤原頼隆奉

ここでは、延暦寺から張本として名指しされた隆寛・幸西・空阿弥陀仏が遠流となったことを確認した上で、末尾傍線部にあるように、専修念仏の「興行之道」を停廢し、違反者の逮捕を命じる内容となっている。これはあくまで「宣旨」の写しであるが、恐らくこれをもとに正式な文書も作成されたものと思われる。そのことを示すのが、『念仏者追放宣状事』に載せられる年月日未詳「太政官符」である。

太政官符 五畿内諸国司 応^下宣^上停^中廢^下専修念仏興行^上早捉^中搦^下隆寛・幸西・空阿弥陀仏等遺弟留^上処所^中犯^下禁法^上
（九条良平）
輩^上之事、弘仁聖代格条在^レ眼、左大臣宣、奉^レ勅、宣^下課^上五畿七道^中停^下廢興行之道^上、捉^中搦^下違犯之身^上者、諸国
（宣脱力）
司承^レ知、依^レ宣^レ行^レ之、符^到致^奉行、

修理右宮城使正四位下行右中弁藤原朝臣
(藤原頼隆)

修理東大寺大仏長官正五位下左大史兼備前権介小槻宿祿

本文書は改行場所が不自然で、また年月日も欠いているだけでなく、本文にも誤脱がみうけられるなど、「太政官符」としての様式は整っていない。ただ内容としては、五畿七道での「専修念仏興行」を停廃すること、及び隆寛・幸西・空阿弥陀仏らの弟子たちで「禁法を犯す輩」を逮捕することを命じており、先の七月十七日「後堀河天皇宣旨」とほぼ同内容の命令と言えらる。また署名者二名の官位が正しく表記されていることは平雅行氏が確認している通りであり、先の「宣旨」をもとに作成された正式な「太政官符」の一部であるとしてよいものと思われる。本稿ではここで出された「宣旨」及び「太政官符」を「嘉祿の法難」事件に際して発給された「専修念仏禁止令」としておきたい。

また、この「太政官符」の宛所について、文書上は「五畿内諸国司」となっている。ただ、上記の『民経記』記事では、延暦寺の衆徒が「口宣」を見て笑みを浮かべたとされているし、宣下の直前には天台座主円基に対して、宣下がある旨の諭旨が下されている⁽⁵¹⁾。これらから考えると、実際には延暦寺を含む関係諸権門に告知されたと判断してよいだろう⁽⁵²⁾。

では、この「専修念仏禁止令」は延暦寺側の行動にどのような影響を与えたのだろうか。『明月記』によれば、七月下旬から八月月上旬にかけて延暦寺衆徒たちは、隆寛らをはじめとする専修念仏者たちが支援者に匿われていると悪言を吐いたり、宣陽門院が念仏法師を養っていると非難して日吉社頭で叫喚しており、後者については強訴に及ぶ可能性があったことも記されている⁽⁵³⁾。そして八月下旬には、逮捕すべき専修念仏者をリストアップするとも、その交名を提出している。これを受けて八月二十七日には、それらの念仏者の逮捕を命ずる「檢非違使別当

宣」が出されているのである。⁽⁵⁴⁾

このように「専修念仏禁止令」を得た延暦寺衆徒は活発に専修念仏者の追却を進めているが、専修念仏者への襲撃や排除は既に宣下以前の嘉禄三年六月から行われている。それ故、一見すると、その活動に「専修念仏禁止令」の影響はないように思えるが、ここで重要なのは「専修念仏禁止令」発給前の衆徒の行動が、山門末寺・領内に限定されていることであろう。つまり、六月二十一日（二十二日）に起こった有名な法然墓所の襲撃についても、墓所は青蓮院門跡の管轄下にあったと考えられるし、七月四日「後堀河天皇綸旨」でも、衆徒らが所司を「末寺内」に遣わして、専修念仏者の住房を破却しようとしていると記している。⁽⁵⁵⁾ また、南都末寺周辺にある専修念仏者の草庵を破却する際には、事前に南都関係者と協議を行った上で行動に移っていることも証左となる。⁽⁵⁶⁾

それに対し「専修念仏禁止令」発給以後の延暦寺衆徒は、他権門の管轄地域において専修念仏者が匿われていることを非難し、その追却を進めるべきだと主張している。特に検非違使に提出した交名には、「宣秋門院女房東御方内ニアリ」や「宣陽門院権中納言殿ノ内ニアリ」など、所在地が分かるものはその場所を示して、逮捕を要請している。これに対し『民経記』記主の藤原経光が「於此交名者、天下女房恥辱歟」と記しているのは、延暦寺衆徒が本来手出しできない権門に仕える女性たちのところに、専修念仏者たちが多く匿われており、それらが追却対象となっていたからであろう。

このように「専修念仏禁止令」を得た延暦寺側は、自らが管轄する末寺・領内以外でも専修念仏者の排除を主張する裏付けを得たものと考えられる。これは、延暦寺側が直接処断できない専修念仏者については、朝廷の協力を要請することが可能になったと言うこともできるだろう。⁽⁵⁸⁾ その結果、朝廷に提出されたのが逮捕すべき四十六名の専修念仏者交名であり、それを受けて朝廷側はその逮捕を命じる「別当宣」を発給して対応しているのである。そ

してこの構図は、同年十月以降に起こった『選択集』印版焼却事件においても、同様のものとして理解できるのではないだろうか。

『金綱集』と『念仏者追放宣状事』に載せられる嘉祿三年十月十五日「永尊豎者書状」によれば、同月十一日の大衆僉議で『選択集』を「謗法書」と認定し、「在々所々所持并其印版」を取り上げて、大講堂前で焼き払うべきと、朝廷に奏聞することが決定したようである。⁽⁵⁹⁾この後、同月十五日には、聖覚をはじめとする延暦寺の僧綱らが、改めて朝廷に「専修念仏宗」の停廃を訴えているようであり、ここで『選択集』の件も上奏された可能性が高いだろう。⁽⁶⁰⁾その後、実際に朝廷から『選択集』の印版が延暦寺に送られたよう⁽⁶¹⁾で、延暦寺内で焼き払われたものと考えられる。

特に『選択集』印版焼却事件は、「法難」事件を朝廷による思想弾圧であると理解する上での重要な論拠となっている。⁽⁶²⁾『選択集』の印版焼却を求めるのは、その思想的内容だけでなく、同書が流布することで、今後も顕密仏教に批判的な専修念仏者が再生産されることを危惧していたからとも予想されるが、ただこの事件も、延暦寺は「在々所々所持并其印版」、つまり他権門の管轄場所にある『選択集』とその印版の回収を朝廷に要請し、朝廷はそれに対応しているのである。つまり「専修念仏禁止令」発給以後の専修念仏者追却と同じ形で進められているといえるだろう。

このように見ると、「嘉祿の法難」事件において、朝廷と延暦寺の関与には差があることが見て取れる。つまり、専修念仏者の追却を主体的に進めているのは延暦寺側であり、朝廷は延暦寺側からの訴訟に裁許という形で「専修念仏禁止令」を発給し、対応している。そして、この「専修念仏禁止令」を得た延暦寺側は、自身が直接、追却を行使できる末寺・領内だけでなく、他権門の管轄場所でも専修念仏者の追却を進めるために朝廷に協力を要請し、

朝廷はそれを追認するのである。この構図は「建永の法難」事件でも同様であったと理解してよいのではないだろうか。

そもそも本事件において、朝廷は座主円基に対して度々、衆徒蜂起や喧嘩の制止を求めており、専修念仏者の住房破却によって喧嘩が発生すれば、訴訟の成果も失われてしまうという通達までしている⁽⁶³⁾。これらの動きから判断すると、朝廷側は延暦寺側の要求を受け入れることで、衆徒の沈静化を期待していたのではないだろうか。つまり、「建永・嘉祿の法難」事件において専修念仏排除を主導しているのはあくまで延暦寺・興福寺側であり、朝廷の関与は限定的かつ受動的なのである。延暦寺・興福寺側が、専修念仏に思想的な問題があると考え、積極的にその追却を進めていたことは間違いないが、同様の積極性を朝廷が有していたとは判断できないのである。このように考えると、これらの事件を「国家」や朝廷による思想弾圧と捉えるのは難しいように思われるが、いかがであろうか。

五、おわりに

本稿では「建永・嘉祿の法難」事件における「国家」や朝廷・諸権門の役割について、これまでの研究がどのようになっているかという点を整理した上で、両事件で発給された「専修念仏禁止令」を、その機能面から検討してきた。第二章で触れたように、「専修念仏禁止令」の解釈は、「国家」や朝廷による思想弾圧と見るか、専修念仏者の問題行為への制止と見るべきかで意見が分かれている。ただ本稿で検討したように「嘉祿の法難」事件で

は、「専修念仏禁止令」を受けた延暦寺側が他権門管轄地での専修念仏者追却、及び『選択集』印版焼却を主導している。朝廷の認可のもとでこれらの行為が進められていることは間違いないが、一連の「専修念仏禁止令」について、朝廷による主体的な政策として解釈することは難しいように思われる。

そのように考えるとき、同じく延暦寺からの訴訟が原因となって発給された貞応三年の「専修念仏禁止令」についても、「建永・嘉禄の法難」事件で発給された「専修念仏禁止令」と同じ構図と理解してよいだろう。また、延暦二年も延暦寺側の動きが確認できるため、「専修念仏禁止令」が出されたのだとすれば、これも延暦寺の訴訟に対応して発給されたものである可能性が高いのではないだろうか。

ただ、これらと構図が異なるのが、建保七年と天福二年の「専修念仏禁止令」である。というのも現在、確認できる限りでは、それぞれの前後に延暦寺・興福寺のような権門寺院が訴訟を朝廷に提起している様子が確認できないからである。となると、これらの「専修念仏禁止令」は、本稿で確認した「建永・嘉禄の法難」事件における「専修念仏禁止令」とは異なる動きと考えざるをえない。つまり、朝廷による主体的な政策として、理解できる可能性も否定できないのである。この点については、別に検討することとしたいが、少なくとも、一連の「専修念仏禁止令」に対する朝廷側の関わり方には違いが認められることを最後に指摘しておきたい。

註

- (1) 「鎌倉新仏教論」やその後の「顕密体制論」における専修念仏教団の位置づけについては、拙稿「専修念仏教団」(大谷栄一・菊地暁・永岡崇編『日本宗教史のキーワード―近代主義を超えて』慶應義塾大学出版会、二〇一八年)参照。

- (2) 『井上光貞著作集第七卷 日本浄土教成立史の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九五六年。
- (3) 赤松俊秀「中世仏教の成立」(『日本仏教史Ⅱ 中世篇』法藏館、一九六七年)。
- (4) 田村円澄『日本仏教思想史研究 浄土教篇』平楽寺書店、一九五九年。
- (5) 『石母田正著作集第五卷 中世的世界の形成』岩波書店、一九八八年、初出一九四六年。
- (6) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『黒田俊雄著作集第一卷 権門体制論』法藏館、一九九四年、初出一九六三年)。
- (7) 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」(『黒田俊雄著作集第二卷 顕密体制論』法藏館、一九九四年、初出一九七五年)、同「中世寺社勢力論」(『黒田俊雄著作集第三卷 顕密仏教と寺社勢力』法藏館、一九九五年、初出一九七五年)。
- (8) 平雅行「建永の法難について」(『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年、初出一九八五年)、同「嘉禄の法難と安居院聖寛」(前掲九二年著書所収、初出一九八八年)。
- (9) 末木文美士「顕密体制論の再検討(一)」―黒田俊雄説をめぐって―(『鎌倉仏教形成論』法藏館、一九九八年、初出一九九六年)、同「顕密体制論の再検討(二)」―平雅行著『日本中世の社会と仏教』をめぐって―(前掲書所収、初出一九九四年)。
- (10) ただこの間に、城福雅伸「『興福寺奏状』についての一考察」(『仏教学研究』四七、一九九一年)、同「『興福寺奏状』についての一考察(二)」(『法然上人研究』四、一九九五年)、同「『興福寺奏状』宗教弾圧文書否定説」(『印度学仏教学研究』四四―二、一九九六年)、同「内容が改竄された『興福寺奏状』の異本について」(『印度学仏教学研究』四六―二、一九九八年)が発表されている。
- (11) 上横手雅敬「建永の法難」について(『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年)。
- (12) 平雅行「建永の法難の史料学」(『鎌倉仏教と専修念仏』法藏館、二〇一七年、初出二〇一〇年)。
- (13) 井原今朝男『日本中世の国政と家政』(校倉書房、一九九五年)、上島享「藤原道長と院政」(『日本中世社会の形と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出二〇一一年)など。

- (14) 棚橋光男『中世成立期の法と国家』（塙書房、一九八三年）、美川圭『院政の研究』（臨川書店、一九九六年）、川端新「平安後期公家訴訟制度の研究―院政期の権門裁判を中心に―」（『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年）など。
- (15) 元木泰雄「撰関家における私的制裁」（『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出一九八三年）。
- (16) 森新之介「興福寺の訴訟と専修念仏者への朝譴」（『撰関院政期思想史研究』思文閣出版、二〇一三年、初出二〇一二年）、同「拙著『撰関院政期思想史研究』決疑十二箇条―平雅行「破綻論」に答う―」（『論叢アジアの文化と思想』二二、二〇一三年）、同「拙著『撰関院政期思想史研究』翼増三章―再び平雅行「破綻論」などに答う―」（『論叢アジアの文化と思想』一三、二〇一四年）、同「拙著『撰関院政期思想史研究拾補三章―四たび平雅行などの異論に答う―』（『論叢アジアの文化と思想』二四、二〇一五年）、同「読『鎌倉仏教と専修念仏』―五たび平雅行に答う―」（『早稲田大学高等研究所紀要』一一、二〇一九年）。
- 平雅行「専修念仏の弾圧原因をめぐって」（前掲一七年著書所収、初出二〇一三年）、同「法然教団と専修念仏の弾圧」（前掲一七年著書所収、初出二〇一五年）。城福雅伸「興福寺奏状」は何を問題にした訴状なのか―平雅行氏の批判に答え、その「破綻論」の破綻を論ず―」（『仏教史学研究』五七―一、二〇一五年）。中井真孝「専修念仏者禁制について」（『続法然伝と浄土宗史の研究』永田文昌堂、二〇一九年、初出二〇一五年）、同「嘉禄の念仏者追放について」（前掲書所収、初出二〇一五年）。拙稿「建永の法難」事件再考―訴訟過程の検討を中心として―」（『古代文化』六六一―一、二〇一四年）。
- (17) 『法然上人行状絵図』巻四二（井川貞慶編『法然上人伝全集』法然上人伝全集刊行会、一九六七年）。
- (18) 建保七年閏二月四日「後鳥羽上皇院宣」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』二四五―一号）、同年閏二月八日「官宣旨」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』二四五―八号）。
- (19) 『歴代皇紀』貞応三年八月五日条（『改訂史籍集覧』十八）。
- (20) 嘉禄三年六月二十九日「後堀河天皇宣旨」（『金綱集』第五「浄土宗見聞 下」など、『鎌倉遺文』三二六―二六号）、

- 同年七月五日「後堀河天皇編旨」（『停止一向專修記』『鎌倉遺文』三六三二号）、年月日不明「太政官符」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』三六三九号）、同年七月十七日「後堀河天皇宣旨」（『民経記』嘉禄三年七月二十五日条、『鎌倉遺文』三六三八号）。
- (21) 天福二年六月三十日「四条天皇宣旨」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』四六七六号）。
- (22) 延応二年五月十四日「延暦寺公文審賢書状」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』五五七二号）、同年「延暦寺牒状」（『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』五五七三号）。後者については、元の文書様式は「延暦寺政所下文」であつたものと思われるが、ここでは『鎌倉遺文』の文書名で記しておく。
- (23) 徳治三年五月二十日「後宇多上皇院宣」（『仁和寺諸記抄』『鎌倉遺文』一三二五九号）。
- (24) 文暦二年七月十四日「関東評定事書」（『新編追加』『鎌倉遺文』四七九八号）と文暦二年七月二十四日「関東御教書」（『新編追加』『鎌倉遺文』四八〇四号）・「吾妻鏡」文暦二年七月二十四日条によれば、文暦二年（一二三三）に幕府でも朝廷の宣下を受けて念仏者への禁制を発している。また弘長元年（一二六一）には、同様の規定を幕府が独自に出しており（弘長元年二月二十日「関東新制」（『式目追加条々』『鎌倉遺文』八六二八号）、元亨元年二月日「親鸞門弟申状案」（山城本願寺文書、『鎌倉遺文』二七七四三号）によれば、乾元年間（一二三〇〜一二三三）にも「一向衆」の取締が行われている。
- (25) 平氏前掲八五年論文。
- (26) 森氏前掲一二年論文。この点については、森氏前掲一三年論文でも補説されている。
- (27) 平氏前掲一三年論文。
- (28) 中井氏前掲一五年両論文。
- (29) 大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、二〇〇八年。
- (30) 石井紫郎「合戦と追補―前近代法と自力救済―」（『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年、初出一九七八年）、新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」（『紛争と訴訟の文化史』青木書店、二〇〇

〇年)。

- (31) 『念仏者追放宣状事』『鎌倉遺文』二四五八号。
- (32) 『法然上人伝記』巻六上。
- (33) 『本朝祖師伝記絵詞』巻三。
- (34) 平氏前掲八五年論文。
- (35) 上横手氏前掲〇八年論文。
- (36) 平氏前掲一〇年論文。
- (37) 『三長記』建永元年六月十九日・二十一日条。
- (38) 『三長記』建永元年八月五日条。
- (39) 上横手氏前掲〇八年論文。
- (40) 森氏前掲一三年論文。
- (41) 平氏前掲一五年論文。
- (42) 前掲一四年拙稿。
- (43) 『三長記』建永元年六月十九日・二十一日条。
- (44) この点に関し、平雅行氏は前掲一五年論文で拙稿を取りあげ、①後鳥羽院の主導性の織り込みが不十分であり、後鳥羽に取り立てられた九条良経がこの問題を主導したとは考えられない、②元久三年六月の在宅諮問から一ヶ月半以上も放置していた後鳥羽院が八月以降に宣下に踏み切るには、時間的経緯からしても不自然である、③『三長記』元久三年六月二十八日条「遂可_レ被_レ仰_三左右」を根拠に、長兼たちが「宣旨」発給を当然視していたとするが、正確には「遂可_レ被_レ仰_三左右」であり、「結論は後に指示する」と解すべきである、として改めてこの時期の宣下に否定的な見解を示された。それぞれ、当該期における宣下の有無を考える上で、重要な問題提起かと思われるため、ここで卑見を記しておきたい。

まず①に関しては、院政期以降の政務が一般的に、頭弁を介して院・天皇・摂関の協議によって決定されることは井原今朝男氏が指摘されており、また裁許に関する宣旨に摂関が直接関与することも川端新氏が示されている（井原前掲九五五年著書、川端前掲〇〇年論文）。これらの指摘から考えると、九条良経を単なる後鳥羽院の補佐役と見るべきではないものと思われる。また元久三年二月の段階で発給されるはずであった「口宣」については、担当奉行の三条長兼が九条良経から直接指示を受けており（『三長記』元久三年二月十六日・十八日条）、後鳥羽院への奏聞を経て裁許の内容が興福寺側に伝えられた後も、良経からの「念仏宣旨」に関する指示は続いている（『三長記』同年二月二十四日・二十五日条）。一方で、この「口宣」「念仏宣旨」に後鳥羽院からの指示があったことは確認できない。これらの事実を考え併せると、やはり当初は九条良経の主導の下で問題の解決が図られていたと見るべきではないだろうか。

次に②に関しては、在宅諮問後に「専修念仏人々申状」が院御所に届けられていることが確認できる（『三長記』同年六月二十八日条）。その内容は分らないが、あくまでこれが興福寺からの訴訟である点、及び在宅諮問において松殿基房が「但先以衆徒奏状、一旦可被問勸進上人、以彼陳状、又可被問興福寺敷」と答えていることからすると、法然側からの陳状である可能性が高いだろう。つまり在宅諮問以後、後鳥羽院は訴陳を番えて裁許を下そうとしていたのであり、決してこの問題を放置していた訳ではないのである。文言などを調整し、八月から十月の維摩会までの間に何らかの宣下を行ったのではないだろうか。

③の『三長記』からの引用文言については、拙稿では『大日本史料』四―八の翻刻を採用した。ただ「逐」であったとしても、微妙なニュアンスは異なるが、三条長兼が何らかの判断が後に示されるだろうと予測している点が変わらないように思われる。

(45) 『三長記』建永元年六月二十一日条。

(46) 朝廷からの具体的な指示について、平氏は前掲一五年論文で、①「念仏宗」「専修」の語の使用禁止、②専修念仏の禁止、③専修念仏禁止令違反者の処分、④法然の罪名と流罪処分、⑤弟子七名の罪名・流罪・預かり処分、以

上の五箇条を内容とすると推定している。

- (47) 『三長記』建永元年六月十九日条。
- (48) 平氏前掲一〇年論文。
- (49) 『金綱集』第五「浄土宗見聞 下」。
- (50) 平氏前掲一〇年論文。
- (51) (嘉祿三年) 七月十三日「後堀河天皇綸旨」(『金綱集』「念仏者追放宣状事」『鎌倉遺文』三六三七号)。
- (52) 例えば嘉祿三年六月三十日に、朝廷は五畿七道国司に対して延暦寺悪徒を逮捕するように命じているが(『百練抄』)、実際にはその旨を命じる同日付官宣旨が醍醐寺にも発給されている(『寺家雑筆至要抄』)。
- (53) 『明月記』嘉祿三年七月二十八日・八月三日・十一日条。
- (54) 『民経記』嘉祿三年八月三十日条。
- (55) (嘉祿三年) 七月四日「後堀河天皇綸旨」(『金綱集』『鎌倉遺文』三六二九号)。詳しくは、拙稿「法然没後の専修念仏教団と「嘉祿の法難」事件」(『史林』九五―四、二〇二二年) 参照。
- (56) 嘉祿三年十月十五日「永尊賢者書状」(『金綱集』「念仏者追放宣状事」)。
- (57) 『民経記』嘉祿三年八月三十日条。
- (58) この点に関し森新之介氏は、「専修念仏の興行を五畿七道で停廃するとの宣旨も、弾圧の拡大などでなく、幕府を関与させて山門を抑制することが企図されていた」という評価をされている。森氏前掲一四年論文参照。
- (59) 嘉祿三年十月十五日「永尊賢者書状」。
- (60) 『皇帝紀抄』嘉祿三年十月十五日条、嘉祿三年十月十五日「永尊賢者書状」。
- (61) (年未詳) 十二月十五日「俊範大僧都書状」(『金綱集』)。
- (62) 平氏前掲一三年論文、平雅行「鎌倉仏教の成立と展開」(前掲一七年著書所収、初出一九九四年)。また、西園寺公経が『彈選択』を読んでいることも、朝廷による思想弾圧説の根拠とされるが、公経がいつ『彈選択』を読んだ

のか、どのような影響力を及ぼしたのかが不明であり、根拠とし難いものと思われる。拙稿「書評 平雅行著『鎌倉仏教と専修念仏』』（『日本史研究』六八五、二〇一九年）参照。

(63) (嘉禄三年) 七月四日「後堀河天皇綸旨」(『金綱集』『鎌倉遺文』三六二九号)。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費22K13206及び23H00673による研究成果の一部である。

キーワード 「法難」事件、「専修念仏禁止令」、中世国家・朝廷と仏教、専修念仏者追却、延暦寺・興福寺